

令和5年(行ウ)第95号 神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 カップ・ロッセル 外

被告 東京都(処分行政庁 東京都知事)

答 弁 書

令和5年6月29日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号  
サウスヒル永田町9階 東京平河法律事務所  
電話 03-3595-4160  
FAX 03-3595-4170  
被告訴讼代理人弁護士 橋本 勇

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都総務局総務部法務課(送達場所)  
電話 03-5388-2502  
FAX 03-5388-1262  
被告指定代理人 榎本洋一

同 小松弘尚

同 凤城和明

同 柏木健三  
(本件連絡担当)

## 目次

第1 請求の趣旨に対する答弁 .....	- 4 -
第2 本案前の答弁の理由 .....	- 4 -
1 行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」の意義 ..	- 4 -
2 都営北青山1丁目アパートに居住する原告らについて .....	- 5 -
3 本件住民以外の原告らについて .....	- 6 -
4 結論 .....	- 6 -
第3 本件事案の概要等 .....	- 6 -
1 事案の概要 .....	- 6 -
2 本件再開発事業の概要 .....	- 7 -
3 本件処分に至る主な経緯 .....	- 9 -
4 本件提案書等の提出に係る経緯について .....	- 12 -
5 環境影響評価手続に関する経緯 .....	- 15 -
第4 請求の原因に対する認否 .....	- 18 -
1 「第1 本件事案の概要」について .....	- 18 -
2 「第2 当事者」について .....	- 18 -
3 「第3 原告適格について」について .....	- 18 -
4 「第4 本件処分に至る経過について」について .....	- 19 -
5 「第5 本件再開発事業の概要」について .....	- 21 -
6 「第6 本件再開発工事の内容について」について .....	- 21 -
7 「第7 神宮外苑の歴史的・文化的価値について」について .....	- 21 -
8 「第8 本件処分が取り消されるべきであること」について .....	- 22 -
9 「第9 国家賠償請求が認められるべきこと」について .....	- 26 -
10 「第10 原告らが受けた損害」について .....	- 26 -
11 「第11 結語」について .....	- 26 -
第5 被告の主張 .....	- 26 -
1 本件処分が適法であること .....	- 26 -
2 原告らの主張に対する反論 .....	- 27 -

(1) 本件都市計画が適法に変更されていること .....	- 27 -
(2) 本件都市計画が再開発等促進区に係る都市計画法の要件を満たすこと .....	- 32 -
(3) 本件環境影響評価に関する審議は十分になされていること .....	- 33 -
3 国家賠償法上の違法性はないこと .....	- 35 -
第6 結語 .....	- 35 -
別紙 法令等の定め .....	- 36 -

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る部分を却下する
  - 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する
  - 3 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

### 1 行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」の意義

行政事件訴訟法9条1項は、処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り、提起することができる旨定めている。

ここにいう「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのあるものをいう。ただし、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消せざるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものとされている（最高裁平成17年1月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ）。

また、同条2項は、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌す

るものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」と定めている。

## 2 都営北青山1丁目アパートに居住する原告らについて

- (1) 原告らは、「原告は、本件事業区域の近隣である都営北青山1丁目アパートに居住する住民であり、…本件計画により新神宮球場が建設されると、…環境影響評価書においても、現在よりも騒音レベルが4dB増加して悪化するとされている。」「超高層ビルが建設されることによりビル風が発生し、都営北青山1丁目アパートにはその風量被害も予測される。」「当該事業が実施されることにより騒音等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者であるから、当該事業の施工認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者である。」(訴状(令和5年3月13日付訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下単に「訴状」という。)3及び4ページ)として、原告らのうち、都営北青山1丁目アパート(以下「本件アパート」という。)に居住する者(以下「本件住民」という。)は、都市再開発法7条の9第1項に基づく市街地再開発事業の個人施行認可について「法律上の利益」を有し、原告適格が認められると主張するようである。
- (2) しかしながら、そもそも原告らは、本件住民が本件アパートに居住することについて的確な証拠を何ら提出しておらず、そうである以上、本件住民が実際に本件アパートに居住しているか否かは不明であるというべきであるから、本件アパートに居住していることを前提に原告適格があるとする原告らの主張には理由がない。

また仮にこの点を措いたとしても、原告らは、処分行政庁が、都市再開発法7条の9第1項に基づき、令和5年2月17日付けでした神宮外苑地区第一種市街地再開発事業(甲第1号証、甲第2号証、乙第2号証、以下「本件再開発事業」という。)の個人施行の施行認可(乙第1号証、以下「本件処分」という。)により、健康又は生活環境に係る法的利益が侵害されるとして、取

消訴訟を提起しているところ、本件処分の根拠法令たる都市再開発法が、本件住民の健康や生活環境に係る利益を、個々人の個別的利益としても保護しているとする根拠について何ら具体的に述べていない。

したがって、本件住民に原告適格があるとする原告らの主張は、その法的根拠が不明なものと言わざるを得ず、理由がない。

### 3 本件住民以外の原告ら（以下「本件その他住民」という。）について

- (1) 本件において原告らは、「都民や神宮外苑を訪れる国民に対して景観利益は保護されるべきである（る）」（訴状5ページ）と主張していることから、要するに、都民や国民といった不特定多数の者の景観利益が、本件処分の行政法規によって個人的利益として保護されているとして、本件その他住民に原告適格がある旨主張するようである。
- (2) しかしながら、本件処分の根拠法令である都市再開発法及びその関係法令において、都民や国民といった不特定多数の者の景観的利益を個々人の個別的利益として保護していると解される規定は見当たらないから、かかる景観的利益は、上記行政法規によって保護されているものとはいえない。
- (3) これに対して原告らは、東京都景観条例や景観法を根拠として、都民や神宮外苑を訪れる国民にも景観的利益が保護されていると主張するが、これらの法令は、本件処分の根拠法令でない上、当該法令の関係法令に該当する理由も明らかにされていないから、原告らの上記主張は理由がない。

### 4 結論

したがって、本件訴えは、原告適格を欠くものであるから、却下されるべきである。

## 第3 本件事案の概要等

### 1 事業の概要

本件は、処分行政庁が、都市再開発法7条の9第1項に基づき、令和5年2月17日付けで神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（本件再開発事業）の個

人施行の施行認可（本件処分）をしたところ、本件再開発事業の施行地区の近隣居住者等である原告らが、本件処分の取消し等を求めて訴訟を提起した事案である。

## 2 本件再開発事業の概要（甲第1号証、甲第2号証、乙第2号証）

本件再開発事業は、神宮外苑地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を行うとともに、地域の賑わい形成、歩行者の利便性、安全性及び回遊性の確保、防災性の向上や環境負荷の低減を図るものである。

### (1) 事業効果

ア スポーツ拠点の整備や沿道での多様な都市機能の導入による賑わい形成  
　　地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国立競技場とも連携しながら国内外から多くの人が訪れるスポーツ拠点を整備する。また、青山通り等の沿道には、業務、商業、文化、交流等の都市機能の導入を図り、魅力ある複合市街地の形成を図る。

イ 歩行者ネットワークの整備による利便性、安全性及び回遊性の確保  
　　地区内と地下鉄外苑前駅を結ぶ地下通路等や不足している東西方向の歩行者動線を整備するとともに、一部にはデッキを設けて園内の歩車分離を図り、歩行者の利便性、安全性及び回遊性を確保する。

ウ 老朽化したスポーツ施設の更新等による防災性の向上  
　　老朽化したスポーツ施設等の更新と都市計画公園の再編整備を通じて、広域避難場所にふさわしい防災性の向上を図る。今後の技術開発の進展を踏まえた新たな省エネ技術の積極的な導入等を含めて検討し、更なる CO<sub>2</sub> の排出削減、省エネルギー化に貢献する。

### (2) 個人施行者の名称

三井不動産株式会社、明治神宮、独立行政法人都市再生機構、伊藤忠商事株式会社（以下「本件施行者」という。）

### (3) 施行地区

東京都新宿区霞ヶ丘町、港区北青山一丁目、港区北青山二丁目各地内

### (4) 施設規模

ア 延べ面積

約 565,000 平方メートル

イ 階数・高さ

ラグビー場棟：地下 1 階／地上 7 階・約 55 m

複合棟 A：地下 2 階／地上 40 階・約 185 m

複合棟 B：地下 1 階／地上 18 階・約 80 m

複合棟 C：地上 2 階・約 10 m

事務所棟：地下 5 階／地上 38 階・約 190 m

ホテル併設野球場棟：地下 1 階／地上 14 階・約 60 m

文化交流施設棟：地上 1 階・約 6 m

ウ 施設用途

ラグビー場棟：ラグビー場、店舗、文化交流施設、駐車場等

複合棟 A：事務所、店舗、ロビー、多目的室、駐車場等

複合棟 B：サービスアパートメント、室内球技場、駐車場等

複合棟 C：事務所、ロビー等

事務所棟：事務所、店舗、ロビー、駐車場等

ホテル併設野球場棟：野球場諸室、観客席、宿泊施設、ロビー、駐車場等

文化交流施設棟：事務所、店舗

エ 公共施設等

新宿区 区道（幅員約 15 m、延長約 216 m）

港区 緑地（面積約 5,860 m<sup>2</sup>）

広場 7 号（面積約 15,000 m<sup>2</sup>）、広場 8 号（面積約 6,800 m<sup>2</sup>）

街角広場 1 号（面積約 1,200 m<sup>2</sup>）、街角広場 2 号（面積約 1,100 m<sup>2</sup>）、街角広場 3 号（面積約 600 m<sup>2</sup>）、街角広場 4 号（面積約 800 m<sup>2</sup>）、

街角広場 5 号（面積約 200 m<sup>2</sup>）

南北通路 1 号（幅員約 10.5 m、延長約 400 m）、南北通路 2 号（幅員約 6 m、延長約 55 m）、南北通路 3 号（幅員約 6～10.5 m、延長約 70 m）

緑道1号（幅員約4m、延長約270m）、緑道5号（幅員約16m（内幅員約8m部分を整備）、延長約250m）、緑道6号（幅員約10m、延長約130m）、緑道7号（幅員約6m、延長約150m）

緑地2号（面積約250m<sup>2</sup>）、緑地3号（面積約200m<sup>2</sup>）、緑地4号（面積約300m<sup>2</sup>）、緑地5号（面積約600m<sup>2</sup>）、緑地6号（面積約4,000m<sup>2</sup>）

歩行者通路2号（幅員約8m、延長約20m）、歩行者通路3号（幅員約8m、延長約60m）、歩行者通路4号（幅員約6m、延長約90m）、歩行者通路5号（幅員約8m、延長約80m）、歩行者通路6号（幅員約8m、延長約150m）

歩道状空地8号（幅員約4m、延長約130m）、歩道状空地9号（幅員約4m、延長約130m）

地下通路（幅員約4m、延長約130m）

景観広場1号（面積約850m<sup>2</sup>）※、景観広場2号（面積約850m<sup>2</sup>）※  
保全緑地1号（面積約2,000m<sup>2</sup>）、保全緑地4号（面積約4,000m<sup>2</sup>）※

※港区緑地に含まれる。

#### 才 総事業費

約3,490億円

### 3 本件処分に至る主な経緯

- (1) 平成22年12月、被告は、「10年後の東京」への実行プログラム2011を策定し、将来への指針として、霞ヶ丘、武蔵野の森、駒沢など、スポーツ拠点が整備され、霞ヶ丘競技場一帯は、神宮スポーツクラスター<sup>1</sup>として、特区制度の活用などにより整備された都市像を提示した（乙第3号証・174ページ）。
- (2) 平成23年12月、被告は、「2020年の東京」計画を策定し、大規模ス

<sup>1</sup> スポーツクラスターとは、大規模スポーツ施設を中心とした様々な施設が集積したものという。

ポート施設を中心とした様々な施設の集積（スポーツクラスター）により、集客力の高い、賑わいあふれるエリアを生み出し、スポーツ振興とともに、活力あるまちを再生することとし、四大スポーツクラスターの一つとして、神宮地区を位置付けた（乙第4号証・62、63、229ページ）。

- (3) 平成25年6月17日、東京都知事（以下「**都知事**」という。）は、神宮外苑地区地区計画（乙第5号証、以下「**平成25年地区計画**」という。）の決定を告示（東京都告示第896号）した。平成25年地区計画においては、神宮外苑地区が、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有し、また、「2020年の東京」計画において、スポーツクラスターとして、集客力の高い、にぎわいと活力のあるまちの再生が方向づけられていることから、風格ある都市景観を維持しつつ、世界に誇れるスポーツクラスターを形成すること等が地区計画の目標及び土地利用の方針として掲げられた（乙第5号証1枚目及び2枚目）。
- (4) 平成30年11月22日、被告は、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」（乙第6号証）を策定した（詳細な経緯は下記4参照）。
- (5) 被告は、令和2年2月18日付で、本件事業者より「神宮外苑地区公園まちづくり計画提案書」（以下「**本件提案書**」という。）の提出を受けた（乙第32号証の1及び2、詳細な経緯は下記4参照）。
- (6) 被告は、令和3年7月14日付で、三井不動産株式会社、宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び伊藤忠商事株式会社（以下「**本件事業者**」という。）より「東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」の提出を受けた（乙第7号証、詳細な経緯は下記4参照）。
- (7) 令和3年10月6日、被告は、東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）の変更の原案に関する説明会を実施した（乙第8号証）。
- (8) 令和3年10月6日、都知事は、東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（乙第9号証）2条に基づき、東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）の変更の原案を公告し、令和3年10月

7日から同月20日まで、これを縦覧に供するとともに、同月7日から同月27日まで、意見書の提出を受け付けた（乙第10号証及び乙第8号証）。

- (9) 令和3年12月14日、被告は、東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）及び都市計画公園第5・7・18号明治公園（後述(13)の本件都市計画変更後は、同第5・6・18明治公園。以下「**都市計画明治公園**」という。）の変更の案に関する説明会を実施した（乙第11号証）。
- (10) 都知事は、令和3年12月14日、都市計画法21条2項において準用する17条1項に基づき、東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）及び都市計画明治公園の変更の案を公告し、令和3年12月14日から同月28日まで、これを縦覧に供するとともに、同法21条2項において準用する17条2項に基づく意見書の提出を受け付けた（乙第12号証、乙第11号証）。
- (11) 都知事は、令和4年1月27日付で、東京都都市計画審議会に対し、都市計画法21条2項において準用する同法19条1項に基づき、東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）の変更の案を付議し（乙第13号証の1）、同法21条2項において準用する同法18条1項に基づき、都市計画明治公園の変更の案を付議した（乙第14号証の1）。
- (12) 令和4年2月9日、東京都都市計画審議会は、上記各都市計画の変更について、都知事が示した案のとおり議決した（乙第13号証の2及び3、乙第14号証の2及び3）。
- (13) 令和4年3月10日、都知事は、都市計画法21条2項において準用する同法19条1項に基づき東京都市計画地区計画（神宮外苑地区地区計画）の変更及び同法21条2項において準用する同法18条1項に基づき都市計画明治公園の変更（以下、これらの変更を「**本件都市計画変更**」という。）を行い（以下、変更後のこれらの都市計画を「**本件都市計画**」という。）、同法21条2項において準用する同法20条1項の規定によりこれを告示した（乙第15号証）。
- (14) 令和4年12月27日付で、本件施行者は、港区長及び新宿区長に対し

て、都市再開発法7条の9第1項及び第2項に基づき、本件再開発事業の施行認可申請に係る都知事宛ての申請書（以下「**本件申請書**」という。）を提出した（乙第16号証）。

- (15) 令和4年12月28日 都知事は、本件申請書について、新宿区長から進達を受けた（乙第17号証）。
- (16) 令和5年1月5日、都知事は、新宿区長に対して、都市再開発法7条の9第3項に基づき、本件再開発事業の施行認可に伴う意見照会を行った（乙第18号証）。
- (17) 令和5年1月6日、新宿区長は、都知事に対して、本件再開発事業の施行認可に伴う意見を回答した（乙第19号証）。
- (18) 令和5年1月23日、都知事は、本件申請書について、港区長から進達を受けた（乙第21号証）。
- (19) 令和5年1月24日、都知事は、港区長に対して、都市再開発法7条の9第3項に基づき、本件再開発事業の施行認可に伴う意見照会を行った（乙第22号証）。
- (20) 令和5年1月25日、港区長は、都知事に対して、本件再開発事業の施行認可に伴う意見を回答した（乙第23号証）。
- (21) 令和5年2月17日、都知事は、都市再開発法7条の9第1項に基づき、本件再開発事業の施行を認可した（本件処分、乙第1号証）。

#### 4 本件提案書等の提出に係る経緯について

- (1) 平成27年4月1日、被告と宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラクル株式会社及び三井不動産株式会社（以下「**本件関係者**」という。）で、神宮外苑地区内の縁豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、関係者が相互に連携・協力し、まちづくりを進めることを目的とする「神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書」を締結した（乙第24号証）。
- (2) 平成28年7月22日、被告と本件関係者間で、神宮外苑地区内の縁豊か

な風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、既存施設で現在行われている競技の継続に配慮しながらまちづくりを進めるため、関係者が認識を共有し、相互に連携・協力して、神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の策定等に取り組むことを目的とする「神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書」を締結した（乙第25号証）。

- (3) 平成30年3月30日、被告と本件関係者間で、神宮外苑地区内の緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、神宮外苑地区（b区域）の再整備を検討するため、関係者の今後の取組等を確認することを目的とする「神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書」を取り交わした（乙第26号証）。
- (4) 平成30年4月25日、被告は、平成25年地区計画に定めた目標（緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、世界に誇れるスポーツクラスターを形成）の実現に向けて、東京2020大会後に民間が主体となって進めるまちづくりの方向性等について検討を行うことを目的に、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」（座長は東京大学教授の下村彰男氏、以下「まちづくり検討会」という。）を設置した（乙第27号証、乙第28号証）。
- (5) まちづくり検討会は、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針（素案）」を作成の上、平成30年8月31日から同年9月29日まで、同素案について、都民からの意見を募集し、これらの意見等も参考にしながら、さらに検討を加え、同指針の取りまとめを行った（乙第28号証）。
- (6) 平成30年11月22日、被告は、まちづくり検討会における取りまとめを踏まえ、スポーツ施設等の老朽化やバリアフリー経路の不足などの地区の課題解決を図るとともに神宮外苑地区地区計画で示された将来像の実現に向け、東京2020大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等を示すことにより、民間が事業主体となって進めるまちづくりを適切に誘導するために「東京2020大会後の神宮外苑地区

のまちづくり指針」（乙第6号証、以下「まちづくり指針」という。）を策定した。

- (7) 令和2年1月23日、同月26日、本件事業者は、「神宮外苑地区公園まちづくり計画に関する説明会」を実施した（乙第29号証）。
- (8) 令和2年2月18日付で、本件事業者は、本件提案書を被告に提出した（乙第32号証の1及び2）。これを受け、被告は、東京都公園まちづくり計画検討会及び東京都公園まちづくり計画審査会を設置した。
- (9) 令和2年3月3日、東京都公園まちづくり計画検討会（第1回）が開催された（乙第30号証）。
- (10) 令和2年3月19日、東京都公園まちづくり計画専門部会（第1回）が開催された（乙第30号証）。
- (11) 令和2年6月2日、東京都公園まちづくり計画専門部会（第2回）が開催された。（乙第30号証）
- (12) 令和2年8月3日及び24日、本件事業者は、公園まちづくり計画提案に係る周辺住民等に対する説明会を実施した（乙第31号証の1）。
- (13) 令和2年11月30日及び12月1日、本件事業者は、公園まちづくり計画提案に係る周辺住民等に対する説明会を実施した（乙第31号証の1）。
- (14) 令和3年5月10日、本件事業者は、都知事に対して、東京都公園まちづくり計画検討会・同専門部会等の関係者協議による再開発事業区域の変更等を内容とする「神宮外苑地区公園まちづくり計画提案書の一部見直し報告書」（以下「本件報告書」という。）を提出した（乙第34号証）。
- (15) 令和3年5月14日、東京都公園まちづくり計画検討会（第2回）が開催された（乙第30号証）。
- (16) 令和3年5月21日、東京都公園まちづくり計画専門部会（第3回）が開催された（乙第30号証）。
- (17) 令和3年6月4日、5日及び7日、本件事業者は、神宮外苑地区まちづくり開発計画概要に関する説明会を実施した（乙第31号証の2）。
- (18) 令和3年6月10日、東京都公園まちづくり計画審査会が開催された（乙

第30号証)。

- (19) 令和3年7月5日、都知事は、本件事業者に対して、本件提案書（本件報告書による変更後のもの。以下同じ。）について、東京都公園まちづくり制度を適用する旨通知した（乙第33号証）。
- (20) 令和3年7月14日付で、本件事業者は、都知事に対し、新宿区長、渋谷区長及び港区長を経由して「東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」を提出した（乙第7号証）。

## 5 環境影響評価手続に関する経緯（乙第58号証）

- (1) 平成31年4月15日、本件事業者（三井不動産株式会社）は、本件再開発事業に係る事業段階環境影響評価（東京都環境影響評価条例（乙第35号証9ページ以下）2条3号、以下「**本件環境影響評価**」という。）の手続として、同条例40条1項に基づき、都知事に対して、本件再開発事業に係る環境影響評価調査計画書を提出した（乙第36号証）。
- (2) 令和3年7月29日、本件事業者は、東京都環境影響評価条例48条1項に基づき、都知事に対して、本件再開発事業に係る環境影響評価書案（以下「**本件環境影響評価書案**」という。）及びその概要を提出した（乙第37号証）。
- (3) 令和3年8月16日、都知事は、東京都環境影響評価条例52条及び同条例施行規則（乙第35号証・17ページ以下）62条に基づき、本件環境影響評価書案を令和3年8月16日から同年9月14日まで縦覧に供し、同年9月29日まで意見を受け付けること等を公示した（乙第38号証）。
- (4) 令和3年8月20日、都知事は、東京都環境影響評価条例50条に基づき、東京都環境影響評価審議会に対して、本件環境影響評価書案等を送付するとともに、同条例57条1項の規定による評価書案審査意見書の作成について諮詢した（乙第39号証）。
- (5) 令和3年8月20日及び同月21日、本件事業者は、東京都環境影響評価条例53条において準用する同条例17条に基づき、本件再開発事業に係る環境影響評価書案に係る説明会を実施した（乙第40号証）。

- (6) 令和4年2月18日、令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第11回）が開催され、本件環境影響評価書案に係る1回目の質疑及び審議がなされた（乙第41号証）。
- (7) 令和4年3月7日、都知事は、本件事業者より東京都環境影響評価条例5条1項に基づく本件環境影響評価書案に係る見解書の提出があったことから、同条2項に基づき、これを告示した（乙第42号証）。
- (8) 令和4年3月24日、令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第12回）が開催され、本件環境影響評価書案に係る2回目の質疑及び審議がなされた（乙第43号証）。
- (9) 令和4年4月15日、都知事は、東京都環境影響評価条例56条1項に基づき、本件環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聞く会を開催した（乙第44号証）。
- (10) 令和4年4月26日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）が開催され、本件環境影響評価書案に係る3回目の質疑及び審議がなされた（乙第45号証）。
- (11) 令和4年5月19日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第2回）が開催され、本件環境影響評価書案に係る4回目の質疑及び審議がなされた（乙第46号証）。
- (12) 令和4年5月26日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）が開催され、本件環境影響評価書案に係る5回目の質疑及び審議がなされた（乙第47号証）。
- (13) 令和4年8月16日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第5回）が開催され、本件環境影響評価書案に係る総括審議がなされた（乙第48号証）。
- (14) 令和4年8月18日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会が開催され、東京都環境影響評価審議会は、都知事に対し、本件環境影響評価書案について「調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる」等の内容の答申をし

た（乙第49号証の1及び2）。

- (15) 令和4年8月18日、都知事は、上記答申を受けたことから、東京都環境影響評価条例57条1項に基づき、本件環境影響評価書案について審査し、環境影響評価書案審査意見書を作成した（乙第50号証）。
- (16) 令和4年11月17日、都知事は、東京都環境影響評価審議会より上記答申内容の環境影響評価書への反映のされ方を確認する旨求められることから、東京都環境影響評価条例90条に基づき、本件事業者（三井不動産株式会社）に対して、本件再開発事業に係る環境影響評価書素案及び同事業に係る環境影響評価書案審査意見書（知事意見）等に関する対応一覧の提出及び報告を求めた（乙第51号証）。
- (17) 令和4年11月30日、本件事業者（三井不動産株式会社）は、都知事に対して、本件再開発事業に係る環境影響評価書素案及び同事業に係る環境影響評価書案審査意見書（知事意見）等に関する対応一覧を提出した（乙第52号証）。
- (18) 令和4年12月26日、令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会が開催され、本件再開発事業に係る環境影響評価書素案の受理報告がなされた（乙第53号証）。
- (19) 令和5年1月10日、本件事業者は、東京都環境影響評価条例58条1項に基づき、都知事に対して、本件再開発事業に係る環境影響評価書（以下「**本件環境影響評価書**」という。）及びその概要を提出した（乙第54号証の1ないし3）。
- (20) 令和5年1月11日、都知事は、東京都環境影響評価条例59条1項に基づき、本件再開発事業の施行認可権者たる都知事（処分庁）に対して、本件環境影響評価書を送付するとともに、同条例60条に基づく要請をした（乙第20号証）。
- (21) 令和5年1月20日、都知事は、東京都環境影響評価条例59条1項に基づき、事業者から本件環境影響評価書の提出があった旨を公示するとともに、これを縦覧に供した（乙第55号証）。

#### 第4 請求の原因に対する認否

##### 1 「第1 本件事案の概要」について

「処分行政庁である東京都知事」から「施行の認可（甲1、以下「本件処分」という。）」までについては、「都市計画事業の神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」を「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」に、「都市再開発法50条の2第1項」を「都市再開発法7条の9第1項」に訂正の上、認める。

主張は争う。

##### 2 「第2 当事者」について

###### (1) 「1」について

訴状の当事者目録に記載の限りにおいて認める。

###### (2) 「2」について

一般論として認める。

##### 3 「第3 原告適格について」について

###### (1) 柱書（「原告らは～べきである。」）について

争う。

###### (2) 「1 番号6乃至31の原告らについて」について

ア 第一段落（都市計画事業～2645頁。）について

認める。ただし、本件再開発事業は、都市計画事業として施行されるものではない。

イ 第二段落（番号5乃至31～されている（甲25。）について  
否認ないし争う。

ウ 第三段落（また～予想される。）について  
否認ないし争う。

エ 第四段落（したがって～利益を有する者である。）について  
争う。

###### (3) 「2 それ以外の原告について」について

ア 第一段落（東京都は～定めている。）について

認める。

イ 第二段落（また～目的としている。）について

「国、地方公共団体、事業者及び住民の有する責務」は「国、地方公共団体、事業者及び住民の責務」に、「地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の条例による制限」は「地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限」に訂正した上で認める。

ウ 第三段落（以上からすれば～948頁。）について

原告ら引用の判例があることは認める。

エ 第四段落（この景観利益～解すべきである。）について

争う。

(4) 「3　まとめ」について

争う。

#### 4 「第4 本件処分に至る経過について」について

(1) 「1 被告と関係権利者によるまちづくり協議」について  
認める。

(2) 「2 被告東京都による指針の策定」について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

「被告」を「まちづくり検討会」に、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」は「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針（素案）」に訂正の上、認める。

ウ (3)について

認める。

(3) 「3 本件事業者によるまちづくり計画等の提案」について

ア (1)及び(2)について

認める。

イ (3)について

否認する。

神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画等説明会を実施したのは被告ではなく、本件事業者である。

ウ (4)について

「被告に対して」を「東京都、港区、新宿区、渋谷区に対して」に訂正した上で認める。

(4) 「4 都市計画・環境影響評価等の手続」について

ア (1)ないし(5)について

認める。

イ (6)について

「「都市計画原案」の説明会」を「神宮外苑地区に係る都市計画案の作成に向けた説明会」に訂正した上で認める。

ウ (7)について

「「都市計画案」の説明会」を「神宮外苑地区に係る都市計画案の説明会」に訂正した上で認める。

エ (8)について

「都市計画案」を「東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画及び東京都市計画公園第五・六・十八号明治公園に関する都市計画案」に訂正した上で認める。

オ (9)について

「都市計画審議会総会」を「第236回東京都都市計画審議会」に訂正した上で認める。

カ (10)について

認める。

キ (11)について

「処分行政庁は、「都市計画」を決定し、公示された」について、「都知事は、東京都市計画地区計画神宮外苑地区計画の変更及び東京都市計画公園第五・六・十八号明治公園の変更を決定し、告示した」との趣旨で認める。

ク (1)ないし(18)について

「開催環境影響評価書」を「環境影響評価書」の誤記であると解した上で、認める。

5 「第5 本件再開発事業の概要」について  
認める。

6 「第6 本件再開発工事の内容について」について

- (1) 柱書（本件再開発工事～甲30・54頁以下。）について  
争う。

都市再開発法には、市街地再開発事業の施行認可前に施行地区内にある建築物を除却することを制限する規定はなく、同施行認可の有無にかかわらず、同建築物を除却することは可能である（権利変換期日前の建築物の除却につき、乙第56号証・1549ページ）。したがって、神宮第二球場の解体工事は、本件処分の法的効果に基づいて行われるものではない。

(2) 「1」について

一部不正確な記載があるため、全体として否認する。

本件再開発事業に係る全体の整備計画は、甲第7号証18ページ記載のとおりである。

(3) 「2」について

神宮外苑のうち、都市計画明治公園から3.4ヘクタールが削除されるることは認める。また、超高層ビルの定義が不明確であるものの、建築物が建設されることについて、本件再開発事業に係る事業計画書（乙第2号証・5ないし11ページ）及び本件環境影響評価書（乙第54号証の2・21ページ及び36ページ）に記載の範囲で認める。

(4) 「3」について

否認ないし争う。

(5) 「4」について

争う。

7 「第7 神宮外苑の歴史的・文化的価値について（甲14・22頁、甲30・

48頁以下、甲26)」について

知らないし認否の限りでない。

8 「第8 本件処分が取り消されるべきであること」について

- (1) 「1 裁量権の範囲の逸脱又は濫用についての判断枠組み」について原告らの主張する判断枠組みについては認める。
- (2) 「2 東京都の「公園まちづくり制度」を適用したことについて」について
  - ア 第一段落（東京都は～提出した。）について認める。  
なお、正確には「神宮外苑地区公園まちづくり計画の提案書」は「神宮外苑地区公園まちづくり計画提案書」である。
  - イ 第二段落（東京都は～決まった（疎甲12・23頁）。）について「令和元年7月」を「令和3年7月」に、「まちづくり制度」を「東京都公園まちづくり制度」に、「適用されることが決まった」を「適用されることを事業者に通知した」に訂正した上で認める。
  - ウ 第三段落（しかしながら～決められた。）について事実関係については、「検討会に選ばれた」を「専門部会に選ばれた」に訂正の上認め、評価については争う。
  - エ 第四段落（この決定～可能とされた。）について令和4年3月10日付で東京都市計画神宮外苑地区地区計画及び東京都市計画公園第五・六・十八号明治公園の変更が告示された（乙第15号証）という限りで認める。

オ 第五段落（しかしながら～定義されている。）について否認する。

東京都公園まちづくり制度の対象は、センター・コア・エリア内にある当初都市計画からおおむね50年以上経過した都市計画公園・緑地のうち、東京都が都市計画決定を行うもの、かつ未供用区域の面積が2.0ヘクタール以上のもの（甲第6号証・2ページ）である。

- カ 第六段落（今回～判断された。）について争う。
- キ 第七段落、第一文（しかしながら～事実である。）について認める。
- ク 第七段落、第二文（公園の供用～である（甲27、甲30・50頁以下）。）争う。
- 後記第5、2、(1)で述べるとおり本件都市計画は適法に変更されている。
- ケ 第八段落（本件計画～趣旨に反する。）について争う。
- 後記第5、2、(1)で述べるとおり本件都市計画は適法に変更されており、「公園まちづくり制度」の趣旨に反するとする原告らの主張には理由がない。
- コ 第九段落、第一文（本件再開発事業～されている。）について本件再開発事業に係る事業計画書（乙2・15ページ）に記載の範囲で認める。
- サ 第九段落、第二文（また～趣旨に反している。）争う。
- シ 第十段落（さらに～変更が決められている。）について「東京都公園まちづくり制度実施要綱」に基づき、東京都公園まちづくり計画審査会、同検討会及び同専門部会がそれぞれ設置されたこと、専門家の3人を除いて、他の委員は東京都都市整備局及び建設局の職員で構成されていることは認め、その余は争う。
- ス 第十一段落（以上から～決定されている。）について争う。
- セ 第十二段落（その結果～決定がなされている。）について既存の神宮球場及び秩父宮ラグビー場が建て替えられること、乙13の3及び乙14の3を内容とする本件都市計画変更を行ったことは認め、そ

の余は知らないし否認する。

ソ 第十三段落（しかしながら～ないと考えられる。）について争う。

タ 第十四段落（また～濫用というべきである。）について争う。

後記第5、2、(1)で述べるとおり本件都市計画は適法に変更されており、「公園まちづくり制度」の濫用と主張する原告らの批判は当たらぬい。

チ 第十五段落（これら～瑕疵がある。）ないし第十七段落（したがって～違法である）について争う。

原告らのいう「十分な説明と審議」が不明瞭であるが、後記第5、2、(1)で述べるとおり、本件都市計画変更については、東京都都市計画審議会において賛成の議決がされ、都市計画法に基づいた適式かつ適切な手続が採られているのであるから、「その審議には瑕疵がある。」とする原告らの主張には根拠がない。

ツ 第十六段落（そうであれば～べきである。）について争う。

テ 第十七段落（したがって～違法である。）について争う。

(3) 「3 都市計画法第12条の5第3項に違反すること」について

ア 第一段落（都市計画に～12条の5第3項。）について認める。

イ 第二段落（本件計画～にも該当しない。）について争う。

ウ 第三段落（したがって～違法である。）について争う。

(4) 「4 環境影響調査に関する審議が十分なされていないこと」について

ア 「(1) 環境影響調査評価書案の審査の経緯について」について

事実関係に不正確な部分があるため、否認ないし争う。

本件環境影響評価書案の審査経緯については、上記第3、5で述べたとおりである。

なお、令和4年2月18日から同年8月16日に開催した環境影響評価審議会部会において、本件環境影響評価書案の審査を行い、議論が深まつたことから、東京都環境影響評価審議会は、都知事に対し、「調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる」等の内容の答申をしたものである（乙49号証の1及び2）。

また、同審議会が継続的に関与していくことについては、上記答申で示された環境保全措置の着実な履行を担保するものであり、本件環境影響評価書案が継続審議に付されているというものではない。

イ 「(2) 環境影響評価書における虚偽記載ないし不備があること」について

(ア) 第一段落（日本イコモス国内委員会は～していない（甲17）。）

「環境影響調査評価書案」を「環境影響評価書」に訂正した上で、日本イコモス国内委員会から要請書が出されていることは認め、事業者が対応していないとの事実は否認する。

東京都環境影響評価審議会の要望を受け、事業者は、同審議会で説明を行っている。

(イ) 第二段落（日本イコモス国内委員会は～虚偽の報告）について

甲第24号証に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

(ウ) 第三段落（日本イコモス国内委員会は～しようとしている。）について  
日本イコモス国内委員会より再審の要請があったことは認めるが、原告らの評価にわたる部分は争う。

ウ 「(3) 新宿区長に提出された風致地区における木の伐採申請について」  
について

知らないし認否の限りではない。

エ 「(4) まとめ」について

争う。

(5) 「5 小括」について

争う。

9 「第9 国家賠償請求が認められるべきこと」について

争う。

上述したとおり、本件都市計画変更及び本件処分は適法である。

10 「第10 原告らが受けた損害」について

争う。

11 「第11 結語」について

争う。

## 第5 被告の主張

1 本件処分が適法であること

都市再開発法によれば、第一種市街地再開発事業を、数人共同して施行しようとする者は、規約及び事業計画を定め、その第一種市街地再開発事業について都道府県知事の認可を受けなければならないとされ（同法7条の9第1項）、都道府県知事は、当該認可の申請があった場合は、同法7条の14各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならないとされている（同条注書）。

これを本件についてみると、処分行政は、令和4年12月27日付で本件再開発事業の施行認可申請（以下「本件申請」という。）があったところ（上記第3、3、(14)、本件申請書（乙第16号証）に添付されていた規約（乙第57号証、以下「本件規約」という。）及び事業計画書（乙第2号証、以下同号証の内容を「本件事業計画」という。）等によれば、①本件申請の手続が法令に違反していること、②本件規約又は本件事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること、③本件再開発事業に係る施行地区が、第一種市街地再開発事

業の施行区域の内外にわたっており、又は都市再開発法3条2号から4号までに掲げる条件に該当しないこと、④本件事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと、⑤本件再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと、といった同法7条の14各号所定の拒否事由がいずれも認められなかつたことから、本件処分をしたのであって、かかる処分行政庁の判断に何ら違法な点はない。このことは、上記第3で述べた本件再開発事業の内容や本件処分に至る経緯に照らして明らかである。

然るに、原告らは、都市再開発法7条の14第4号が、施行の認可の基準の一つとして、事業計画の内容が都市計画に適合することを掲げているところ、本件事業計画の前提となる本件都市計画の決定が違法であれば、本件処分も違法となること、そして、都市計画の決定に際しては、権限ある行政庁に広範な裁量が認められるとしても、その基礎とされた重要な事実に誤認があるなど重要な事実の基礎を欠くことになる場合又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くなどその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして、当該都市計画決定が違法になる（最高裁平成18年11月2日第一小法廷判決・民集60巻9号3249ページ参照）という判断枠組みのもと、訴状第8・2ないし4〔12ページ以下〕において、本件都市計画の決定が、重要な事実を欠き、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものである旨主張するようである。

しかし、本件都市計画の内容については、後述2のとおり、これを違法とすべき事情は認められないから、本件処分は、違法なものとはいえない。

## 2 原告らの主張に対する反論

### (1) 本件都市計画が適法に変更されていること

原告らは、訴状第8・2〔12ないし15ページ〕において、「本件都市計画に、『公園まちづくり制度』を適用したことは、その要件や制度趣旨から見て著しく不合理であるとともに、その審理過程が非公開で情報公開がなされず、市民参加の機会を与えないまま、本来であれば適用してはならない『公

園まちづくり制度』を適用し、これを前提として決定されている。」（訴状14ページ）として、「本件都市計画決定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものとして違法である。」（訴状15ページ）旨を縷々主張する。

これらの主張は、結局のところ、本件都市計画のうち、都市計画明治公園について、その面積約3.4ヘクタールを東京都市計画公園の区域から削除し（上記第3、3、13。以下「**本件公園区域変更**」といい、本件公園区域変更により削除された区域を「**本件削除区域**」という。）、当該削除した区域内に超高層ビルを建築する計画が、社会的共通資本である公園を民間企業の利潤追求の場とし、市民から憩いの場を奪うものであり、また、その判断過程において市民参加を排除して決定されたものとして、著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用がある旨をいうものと解される。

しかしながら、以下で述べるとおり、本件公園区域変更の決定には、原告らの主張するような裁量権の逸脱又は濫用はない。

#### ア 本件公園区域変更の必要性について

上記第3、3で示した経過のとおり、本件公園区域変更は、これ自体が単独で行われたものではなく、神宮外苑地区地区計画の変更決定と併せて、神宮外苑地区の一体的な整備の一環として行われたものである。

すなわち、被告は、都市計画明治公園の区域の一部を含む神宮外苑地区について、同地区を世界に誇れる「スポーツクラスター」として再整備するため、神宮外苑地区のまちづくりを「10年後の東京」への実行プログラム2011や「2020年の東京」における長期計画に位置付けて取り組むこととし、平成25年6月には、平成25年地区計画（乙第5号証）の決定を行った（上記第3、3、(1)ないし(3)）。

そして、神宮外苑地区地区計画に定める目標の実現に向け、有識者や地元区も加えた検討会での検討を経て、パブリックコメントを実施して広く都民の意見を聴いた上で平成30年11月に、民間が事業主体となって進めるまちづくりを適切に誘導するため、東京2020大会後を見据えたま

ちづくりの目標、誘導方針等を示したまちづくり指針を策定している（上記第3、4、(6)。乙第6号証）。

このまちづくり指針では、神宮外苑地区の目指すべき将来像として、<1>高揚感のあるスポーツとアクティビティの拠点、<2>歴史ある個性を生かした多様なみどりと交流の拠点、<3>地域特性を生かした魅力的な文化とにぎわいの拠点、という3つの拠点性を備えたまちの実現を図ることを目標とする一方で（乙第6号証・14ないし17ページ）、現状の課題として、<1>大規模スポーツ施設等に多くの人々が訪れる地区としては、来訪者が滞在時間を楽しめる機能と空間が不足していること（乙第6号証・7ページ）、<2>公園区域内に車道が多く、各施設の敷地間にフェンスや塀等が設けられ、また、敷地が駐車場等に利用されているため、歩行者が自由に移動・散策できる空間が少ないと、<3>外苑前駅の周辺等は、大規模スポーツ施設におけるイベントの開催時や雨天時などにおいて、歩行空間の不足により混雑していること、<4>地下鉄駅や施設間のバリアフリー経路が連続的に確保されておらず、更なるバリアフリー対応が必要な状況にあること（乙第6号証・11ページ）などが挙げられている。

そこで、まちづくり指針においては、補助線街路第24号線（いわゆるスタジアム通り）沿いの区域であり、後の本件削除区域に相当する区域を「文化・にぎわい等複合ゾーン（スタジアム通り沿道）」として設定し、当該ゾーンについて、「高度利用を図りながら、スタジアム通り沿道で周辺と一体となって常ににぎわいを創出し、沿道から地区内に人を引き込む多様な機能の導入を図るとともに、複合市街地を形成」し、「スポーツ・交流複合ゾーンの広場的空間と一体となったにぎわいと、緑の憩いの空間を創出」する機能を導入する方針を示している（乙第6号証・18及び19ページ）。

本件事業者は、このまちづくり指針等に従い、具体的な開発計画の検討を進め、令和2年2月に本件提案書を被告に提出しているところ（乙第32号証の1及び2）、同提案書では、上記指針で示された現状の課題を認識

した上で、本件削除区域に相当する区域において、<1>商業施設等を備えた複合棟等を配置し、高度利用を図る、<2>公園施設を結ぶ南北通路の設置、補助線街路第24号線（スタジアム通り）から人々を公園内へと導く街角広場や東西通路の整備、外苑前駅と公園とのバリアフリー接続等により、歩行者ネットワークを形成する、<3>これらの歩行者空間は、単に移動するためだけのものではなく、緑地等を整備し、人々が憩い、にぎわいある空間として整備する、などの内容が提案されている（乙第32号証の2・原書のページ番号で、28、67ないし69、82ないし85、202及び208ページなど）。

被告は、本件提案書のこれらの内容も参考とした上で、本件削除区域に相当する区域について、「スポーツクラスター形成を支え、補助線街路第24号線（スタジアム通り）沿いの魅力的なにぎわいを創出する…諸機能の整備を図る」とともに、「東西両側に緑道や歩行者デッキの整備を図る」地区として利用する方針を定めた都市計画の案を作成して、都市計画審議会の審議を経て、神宮外苑地区地区計画の変更及び本件公園区域変更を行った（上記第3、3、(7)ないし(13)）。

以上の経過から明らかのように、本件公園区域変更は、民間企業の利潤追求を優先し、市民から憩いの場を奪うといった性質のものではなく、本件削除区域に相当する区域内において、多様な諸機能の導入、歩行者空間の整備などを行うことにより、上記の神宮外苑地区における現状の課題を解決するとともに、本件削除区域と本件削除区域以外の区域とが一体となって、神宮外苑地区をにぎわい溢れる緑豊かなスポーツの拠点として、更に発展させていくという観点から必要であると判断されたものである。

よって、本件公園区域変更について、事実の基礎を欠くような、又は判断の内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くような違法があったとはいえない。

#### イ 本件公園区域変更が必要な手続を経てなされたことについて

都市計画法は、都道府県が都市計画を決定するには、必要があると認め

るときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、都市計画の案をまとめた後、区市町村の意見を聴くとともに、それを縦覧して、意見書の提出があればそれを受け付け、当該案に意見書の要旨を併せて提出して当該都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定することとされており（16条ないし18条）、変更する場合の手続も、ほぼ同様となっている（21条）。

また、都市計画の案の作成後においては、令和3年12月から都市計画案の縦覧に加え説明会を実施し、広く都民の意見を聴取するとともに、関係区への意見照会も行った上で、令和4年2月に都市計画審議会の審議を経て、地区計画等の変更を行っている（上記第3、3、(9)ないし(13)）。

以上のとおり、被告は、広く都民の意見を聴く機会を設けるなどしながら、関係法令等に基づき適切に手続を進めてきたものであるから、市民参加の過程を排除して決定されたような違法はない。

ウ なお、原告らが言及する東京都公園まちづくり制度は、東京都公園まちづくり制度実施要綱（甲第6号証）を根拠とする制度であり、同要綱は、民間事業者による公園まちづくり計画（都市計画公園の削除区域の提案を含む。）が、公園機能の早期発現と良好なまちづくりを両立する優良な計画であるかどうかを判断するための判断基準である。

上記アで述べたとおり、都市計画の手続一般においては、都市計画法に基づき、まずは被告が案を作成し、法令に従った手続を実施することとなり、この案作成は行政内部における意思決定手続として行われるところ、公園まちづくり制度の適用の有無は、都市計画手続前の案作成段階における行政内部による判断・意思決定であり、東京都公園まちづくり制度実施要綱は、その手続を示したものであるといえる。

よって、都市計画手続の前段階において、同要綱に基づく同制度を適用したことをもって、都市計画法に基づく都市計画決定が違法であるという原告らの主張には理由がない。

## (2) 本件都市計画が再開発等促進区に係る都市計画法の要件を満たすこと

原告らは、本件都市計画において「再開発等促進区」として定められた区域（以下「本件再開発等促進区」という。）は、都市計画法12条の5第3項1号ないし同3号の要件を満たしていない旨を主張する（訴状16ページ）。

この点、本件再開発等促進区は、現状、大規模スポーツ施設等に多くの人々が訪れる一方で、当該スポーツ施設等の老朽化や広場の不足、歩行者空間の不足、連続的なバリアフリー経路の不足などの課題を抱えている区域である。

そこで、本件再開発等促進区において、これらの大規模スポーツ施設等の段階的かつ連鎖的な建替えを行うとともに、まとまった規模の緑豊かな広場等の整備や、駅と施設とをつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークの形成、青山通り沿道等における商業、業務、文化交流等の諸施設の整備を行うことにより、これらの課題の解決を図りつつ、神宮外苑地区全体として、にぎわいに溢れ、緑豊かで質の高い公園的空間を創出するための計画が具体化されてきたものである。

こうした本件再開発等促進区に係る特性及び事情に鑑みれば、本件再開発等促進区は、①老朽化した大規模スポーツ施設等を段階的かつ連鎖的に建て替える区域であるという点で、「土地の利用状況が…著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域」（同項1号）であり、②広場や歩行者空間等の不足等の課題の解決を図るため、一定規模の広場等を整備する必要がある区域であるという点で、「土地の合理的かつ健全な高度利用を図るために、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域」（同項2号）であり、③上記の様々な施設等の整備等は、上記の課題の解決にとどまらず、神宮外苑地区全体をより質の高い空間へと発展させることになるという点で、「土地の高度利用を図ることが、当該都市機能の増進に貢献することとなる土地の区域」（同項3号）である、ということは明らかである。

以上のとおり、本件再開発等促進区に係る区域は、都市計画法12条の5第3項1号ないし同3号の要件を満たしているのだから、この点に関する原告らの主張には理由がない。

### (3) 本件環境影響評価に関する審議は十分になされていること

原告らは、主として後述ア及びイの2点から、「本件事業者が十分な情報開示をしないまま行われた環境影響評価書案に関する環境影響評価審議会における審査は不十分であり、…そのような環境影響評価書を元に本件処分をした処分行政庁の判断には」、前提となる事実を誤認した裁量権の逸脱又は濫用がある旨主張する（訴状19ページ）。

しかし、後述ア及びイにおいて述べるとおり、本件環境影響評価に関する審議は十分になされており、また、本件環境影響評価書について、虚偽の記載及び不備は認められない。

ア　原告らは、「日本イコモス国内委員会は、東京都が受理した環境影響調査評価書案には、虚偽の記載ないし不備があると指摘している。これに対して、本件事業者には何の問題もないとして対応していない。」（訴状17ページ）として、日本イコモス国内委員会の指摘事項を根拠に、虚偽の記載又は不備が存在する本件環境影響評価書を基礎として行われた本件処分につき、裁量権の逸脱又は濫用がある旨主張するようである。

しかしながら、日本イコモス国内委員会が令和5年1月29日付で緊急要請（甲第24号証）をしたことに対し、同月30日の環境影響評価審議会総会では、本件事業者に対し、環境影響評価書に虚偽の報告等があるとの指摘について回答するよう依頼がなされている。

本件事業者は、上記依頼に対し回答書（乙第59号証の1、乙第60号証の1）を提出しており、同年4月27日及び同年5月18日に開催された環境影響評価審議会総会においては、本件事業者から、日本イコモス国内委員会の指摘事項に対し、本件環境影響評価書に関する同委員会の指摘の誤り及び虚偽の報告はないこと並びに本件環境影響評価書に記載の調査、評価・予測に変更が生じないことの説明が行われるとともに、同審議会の委員による質疑応答がなされた（乙第59の2及び3並びに同60号証の2及び3）。その上で、同年5月18日の総会では、本件環境影響評価書について、虚偽や誤りがなく、予測・評価の結果に影響を与えるものはない

と判断するとの結論が出されている（乙第62号証）。

以上のとおり、本件環境影響評価書の内容に、日本イコモス国内委員会が指摘するような虚偽の記載及び不備は認められず、「何の問題もないとして対応していない。」との指摘も当たらない。

よって、原告らのかかる主張には理由がない。

イ また、原告らは、神宮第二球場及び建国記念文庫の森の周辺にある低木（樹高3メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）の伐採について、情報開示をしなかったため環境影響評価書案に記載されておらず、環境影響評価審議会においても審議の対象とされていなかったことをもって、同審議会において十分な審議がなされていない旨主張する（訴状18ページ）。

しかしながら、環境影響評価制度とは、対象事業が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、対象事業の実施による影響ができるだけ少なくする仕組みである。そして、東京都環境影響評価条例10条1項の規定に基づき、環境影響評価が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めた東京都環境影響評価技術指針（乙第61号証）では、生物・生態系に係る環境影響評価の対象について、対象事業の実施が陸上植物等及び生態系等に影響を及ぼすと予想される地域並びに影響の内容及び程度としている。

本件事業者は、本件再開発事業の実施に伴い、本件都市計画地内の建築計画と重なるため存置することができない計画地内の既存樹木に対して、主としてその活力度（健全性）等を勘案し、保存の必要性及び移植の可否等について調査を行っている。その際、樹木の活力度は、樹高が3メートル以上の樹木について調査が可能となることから当該3メートル以上の既存樹木を対象に行うこととしており（本件環境影響評価書（乙54号証の2・312ページ）、環境影響評価審議会では、その旨を前提にした上で審議が行われている。

この点、原告らは、低木の伐採について、本件環境影響評価書案への不記載や環境影響評価審議会の審議が不十分である旨を述べるもの、この

ことが、東京都環境影響評価条例、東京都環境影響評価技術指針等に明示的に定める手続等に違反し、本件環境影響評価及び本件処分が違法となることを基礎付ける理由については、何ら明確に主張立証していない。

なお、原告らが神宮第二球場及び建国記念文庫の森の周辺にある低木が3000本以上伐採されることが明らかにされず、縁の保全について十分に審議がされていないと主張する点については、建国記念文庫等の緑地の一部改変については、文化交流施設棟周辺及び中央広場周りにおける樹木の移植及び新植樹木の配置により、建国記念文庫の樹林及び生態系を復元するとともに、次の100年に受け継ぐ緑地環境を整備することとされており（本件環境影響評価書（乙第54号証の2）・371ページ）、こうした措置により、神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全されるということが、環境影響評価審議会において確認されている。

よって、この点からも、「環境影響評価審議会における審査は不十分」であるとの主張には理由がない。

### 3 国家賠償法上の違法性はないこと

上記1及び2のとおり、本件処分は適法であり、何ら裁量権の逸脱又は濫用が認められるものではないから、被告が、原告らに対して、損害賠償をすべき義務はない。

## 第6 結語

以上のとおり、原告らの請求の趣旨第1項の訴えは不適法であるから却下を免れず、また、原告らの各請求はいずれも理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以上

## 別紙 法令等の定め

### 1 都市再開発法（昭和44年法律第38号）

（施行の認可）

第7条の9 第2条の2第1項の規定により第一種市街地再開発事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その第一種市街地再開発事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3～4 （略）

（施行の認可の基準）

第7条の14 都道府県知事は、第7条の9第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
- 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
- 三 施行地区が、第一種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたつており、又は第3条第二号から第四号までに掲げる条件に該当しないこと。
- 四 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。
- 五 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

## 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）

（地区計画）

### 第12条の5

#### 1 及び2 略

3 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域（以下「再開発等促進区」という。）を都市計画に定めることができる。

- 一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。
- 二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。
- 三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。
- 四 用途地域が定められている土地の区域であること。